

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都板橋区高島平六丁目2番5号

氏名 大友運輸株式会社
代表取締役 藤井 練和

第14条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年11月 5日

許可の有効年月日 令和11年11月 4日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

- ア 破 砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず・コンタリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上7種類)
- イ 溶 融 : 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） (以上1種類)
- ウ 圧 縮 : 金属くず (以上1種類)
- 圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (以上5種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都板橋区新河岸一丁目14番12号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとし、機器の稼働時間はそのうち8時間以内とする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 11年 11月 5日 新規許可
 令和 6年 11月 5日 更新許可 第5回
 令和 7年 12月 19日 変更許可 破砕機の入替え、処分できる品目の追加（ゴムくず）、
 保管場所・保管方法および保管容量の変更

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



都認定番号 6-23-C0022



(裏面)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都板橋区新河岸一丁目14番12号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	3.68 (t/日)	4.48 (t/日)	令和7年9月4日	-----	-----
	紙くず	3.64 (t/日)				
	木くず	4.08 (t/日)				
	繊維くず	3.06 (t/日)				
	ゴムくず	3.09 (t/日)				
	金属くず	4.03 (t/日)				
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.29 (t/日)	-----	平成21年5月16日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.50 (t/日)				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(電球型は外管径180mmまで) (水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----	14,400 (本/日)	令和4年8月30日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.18 (t/日)	-----	平成21年5月16日	-----	-----
圧 縮	金属くず	8.00 (t/日)	-----	平成21年2月2日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	10.4 (t/日)	-----			
圧縮梱包	廃プラスチック類	108 (t/日)	123 (t/日)	令和2年2月1日	-----	-----
	紙くず	116 (t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	-----				
	ゴムくず	-----				

(以下余白)